

豊田工業高等専門学校で使用する電気

Electricity to be used for the National Institute of
Technology, TOYOTA COLLEGE

仕 様 書

平成30年10月

独立行政法人国立高等専門学校機構

豊田工業高等専門学校

1 概要

1. 趣旨

本仕様書は、独立行政法人国立高等専門学校機構豊田工業高等専門学校（以下、「本校」という。）に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2. 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) 需要施設とは、当該契約における電力供給場所である独立行政法人国立高等専門学校機構豊田工業高等専門学校校舎地区及び学寮地区をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者であり、本校と電力供給契約を締結する、小売電気事業者又はみなし小売電気事業者をいう。

2 仕様等

1. 需要施設概要

- (1) 対象施設 独立行政法人国立高等専門学校機構
豊田工業高等専門学校 校舎地区及び学寮地区
- (2) 需要場所 愛知県豊田市栄生町2丁目1番地
- (3) 業種及び用途 学校、研究施設及び学生寮

2. 供給電力の仕様

- (1) 電気方式，標準電圧，計量電圧，標準周波数，受電方式，発電設備等

ア 電気方式	交流3相3線式
イ 標準電圧	6,000V
ウ 計量電圧	6,000V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	1回線受電
カ 発電設備	別紙1のとおり

- (2) 契約電力（常時電力），年間予定使用電力量

ア 契約電力	654kW
イ 年間予定使用電力量	1,771,103kWh (平成31年4月1日から平成32年3月31日までの使用量見込み)
ウ 3年間予定使用電力量	5,313,309kWh (平成31年4月1日から平成34年3月31日までの使用量見込み)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の電力使用実績のとおりとする。

- (ア) 各月の電力使用実績（直近1年間） 別紙2のとおり
- (3) 契約期間 平成31年4月1日0：00から平成34年3月31日24：00まで
- (4) 需給地点
需要場所における構内引込第1柱上に豊田工業高等専門学校が施設した過電流ロック機構付気中開閉器の電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。ただし、取引用計量器は供給者の責任とする。
- (7) 取引用計量器
使用電力量等を計量する取引用計量器（供給電力の検針に係るすべての設備を含む）の設置に伴う学校財産貸付料は無償とする。
ただし、機器の設置、取替え、移設ならびに撤去に要する作業費用及び保安上の責任は本校の責に帰すべき事由による場合を除き、原則として供給者が行うものとする。また、遠隔検針による場合はその通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。
- (8) 検針日及び計量
原則、検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。
計量は供給者が設置する計量器により記録された値によるものとする。
- (9) 代金の算定期間
代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間を原則とし、前項で計量した値をもって算出するものとする。
- (10) 料金制度
料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。
- (11) 力率
ア 供給者は契約期間において、その1月の平均力率により力率割引及び割増を行うことができるものとする。

なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(12) 燃料費調整

供給者は契約期間において、原油価格の変動により発電費用が変更となった場合は、その変動額に応じた料金の割引及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとする。

なお、燃料費調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(14) 契約超過金

当該月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責となる理由による場合を除き、供給者は契約超過金を請求することができるものとする。なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(15) 精算金

契約受電設備を新たに設置し又は契約受電設備の総容量を増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、又は契約電力を減少しようとする場合、供給者は精算金を請求することができるものとする。なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(16) 支払方法

供給者は、代金の算定後速やかにその代金の請求を毎月行うこととし、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(17) その他

電力取引に係る取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載のない事項については、原則供給者が定める約款の規定によるものとする。

3 要求要件

(1) 契約期間中は本校の設備等を利用し、安定した電気の供給が可能であること。

なお、当該設備等に改修等の必要があるときは本校と協議すること。

(2) 緊急時の対応

ア 事故等による送電停止等の緊急時には、本校から供給者に確実に連絡がとれ、現地で復旧作業等の対応が早急に可能な体制を常時設置すること。

イ 供給者は、当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を提出すること。

(ア) 緊急時の連絡体制及び作業体制表

(イ) 当該契約担当者名，組織図及び連絡先

(3) 報告

供給者は、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合は速やかに本校に報告し、その指示を受けて調整を行うものとする。

なお、報告は本校が承諾した場合を除き、原則として書面にて行うものとする。

発 電 設 備

(系統連系無し)

発電設備は無

(系統連系有り)

供給設備に電氣的に接続している発電設備は以下のとおり

メーカー名	型 式	発電方式	用途	定格出力 (k V)	連系開始 年月日	備 考
三洋電機 (株)	CCP-DA3	太陽光	常用	4 1	H11. 8. 11	

※ただし、現在運用を停止しており平成31年度以降においても再開の見込みはない。

各月の電力使用実績(直近1年間)

	単位(kWh)			単位(kW)
	校舎地区	学寮地区	合計	最大需要電力
4月	94,457	30,780	125,237	346
5月	103,320	34,140	137,460	332
6月	107,103	36,770	143,873	400
7月	133,703	45,210	178,913	443
8月	107,097	15,670	122,767	508
9月	93,328	17,550	110,878	415
10月	119,942	41,090	161,032	436
11月	115,974	55,350	171,324	506
12月	121,722	54,910	176,632	551
1月	127,633	60,870	188,503	654
2月	103,165	57,060	160,225	588
3月	83,579	10,680	94,259	276
合計	1,311,023	460,080	1,771,103	

平成29年度電気使用量	1,771,103 kWh
夏季(7月～9月)	412,558 kWh
夏季以外(1月～6月、10月～12月)	1,358,545 kWh

平成29年度最大需要電力 **654 kW** 契約電力: 650kw

